

## 仕 様 書 （金沢市泉野福祉健康センター 物件）

### 1 施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、金沢市が設置者に対し、行政財産である建物の一部を貸し付ける方法により行う。

2 設置予定日 令和 8 年 10 月 1 日（設置日時等は、事前に担当課と調整すること。）

3 設置場所 金沢市泉野福祉健康センター 1 階（金沢市泉が丘 1 丁目 2 番 22 号）  
（別紙配置図参照）

4 設置機種 おむつ等自動販売機（おむつ等、缶・ペットボトル等清涼飲料水）

### 5 販売品目等

#### （1）販売品目

おむつ等 : 個別包装の紙おむつ・おしりふき

※上記を満たしていれば、乳児・子ども用飲料（紙パック可）、離乳食を販売品目とすることは可

清涼飲料水 : ①容器 缶・ペットボトル等

②内容 酒類を除く飲料

※ただし、ノンアルコール飲料であっても酒類（ビール、ワイン、カクテル、酎ハイ、日本酒、焼酎、梅酒等）を連想させる飲料は不可

（2）商品選択可能数 おむつ等 : 3 品以上

（おむつのサイズ 2 種類以上、おしりふきは必須）

清涼飲料水 : 20 商品以上

（3）外形寸法

幅 131cm×奥行 90cm×高さ 183cm 以内

開庁時間において、現地を確認すること。

（4）電源

単相 100V

（5）標準装備

CO2 排出抑制や省エネに考慮したタイプの機種とすること。

キャッシュレス決済機能を有することとし、少なくとも次に掲げる決済銘柄に対応すること。

PayPay、d 払い、auPAY、メルペイ、楽天ペイ

（ただし、飲料メーカー等が提供する自動販売機連携型アプリに上記銘柄が含まれている場合は、当該アプリによる対応をもって代えることができる。）

なお、キャッシュレス決済に関わる手数料、通信費等の費用は、すべて設置業者の負担とする。

- (6) 安全対策 JIS規格「自動販売機の据付基準」や業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」等の基準に従い、据付面を十分に確認したうえで、安全板やボルト等を利用して安全に設置すること。
- (7) デザイン 自販機のラッピングデザインについては、発注者から提供した内容とすること。なお、ラッピングに係る費用は設置事業者の負担とする。
- (8) 電気メーター等 電気・水道の使用量を計る個別メーター（カバー付）を設置すること。

## 6 設置及び撤去

設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて借受人の負担とする。

## 7 使用電気料及び水道料

電気・水道等の光熱水費（個別メーター設置にかかる経費も含む。）もすべて借受人の負担とする。個別電気メーターにより金沢市が計測し、算出した光熱水費負担金を各年度末に納入通知書によって支払うこと。

## 8 使用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面によって金沢市に申請し、その承認を得ること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

## 9 原状回復

借受人は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、借受人は一切の補償を金沢市に請求することができない。

## 10 報告義務

借受人は、本貸付にかかる自動販売機について、メーターの定期的な測定や端末機械等使用したデータ収集などにより、売上数量及び売上金額を明確な手法で把握、管理し、金沢市の求めるときに書面又はデータで提出すること。

## 11 使用済み容器の回収

販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを金沢市指定の場所に2個設置することとする。（ただし、回収量が想定より多い場合は、必要に応じて増設を求める場合がある。）借受人の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、金沢市からの指示により随時回収すること。

ただし、隣接する自動販売機の設置者と調整して、必要数の回収ボックスを設置する

ことを認める。その際には、事業者間の責任分担を明確にしておくこと。

なお、使用済おむつは利用者が持ち帰ることとし、発注者は回収を行わない。

## 12 維持管理

自動販売機の手配、点検修理、商品の補充、売上金回収、使用済容器の回収、清掃等、一連の作業を、借受人の責任を持って実施するフルサービス方式で管理を行うこと。原則、金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）に定める休日を除く月2回、自動販売機の販売品目を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。

なお、繁忙期等において、商品の欠品や使用済容器回収ボックスが許容量を超えるおそれがある場合等は、適宜作業回数を増やし、商品の欠品及び使用済容器回収ボックス周辺の散乱を未然に防止しなければならない。

## 13 不具合への対応

自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、借受人の責任において迅速に対応すること。

### 【参考】

- 配置職員数                      約40人
- 令和7年度売上本数            約1,500本
- 令和7年度電気料単価        31.75円/kwh

